

令和5年度
離島における水素利活用促進事業補助金
「水素利活用実証事業」
公募要領

令和5年7月
沖縄県商工労働部産業政策課

沖縄県（以下「県」という。）では、「離島における水素利活用促進事業補助金（以下「本事業」という。）」において水素発電実証等を対象とした補助金を交付する事業を実施しています。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、ご熟読をお願いいたします。

なお、補助事業者として採択された場合には、本事業に係る「離島における水素利活用促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に従って手続等を行っていただくことになります。

離島における水素利活用促進事業補助金

目 次

1. 事業概要	1
(1) 目的	1
(2) 留意事項	1
(3) 事業フロー（予定）	3
2. 「水素利活用実証事業」	4
(1) 事業内容	4
(2) 対象離島	4
(3) 補助対象設備	5
(4) 主な対象外設備	5
(5) 補助率と補助金額等	5
① 補助率	5
② 補助金の限度額	5
③ 補助対象経費（別添 1 参照）	5
(6) 補助事業期間	5
(7) 補助金の交付を申請できる者	5
(8) 補助事業者の選定	7
3. 補助事業の応募申請における留意事項	8
(1) 補助事業の応募申請に当たっての留意事項	8
① 補助対象経費について	8
② 補助対象経費の範囲等	8
③ 補助事業における利益等排除	8
(2) 複数の団体による共同事業について	8
4. 補助事業の実施における留意事項	9
(1) 応募及び選定について	9
(2) 交付決定	9
(3) 補助事業の開始及び完了	9
(4) 補助事業の計画変更等	9
(5) 完了実績報告及び補助金額の確定	9
(6) 補助金の支払い	10
(7) 補助金の経理等について	10
5. 補助事業完了後における留意事項	10
(1) 取得財産の維持管理等	10

(2) 補助事業実施状況等の報告	11
6. 応募方法について	11
(1) 応募方法	11
(2) 公募期間（提出期限）	11
(3) 応募に必要な書類及び提出部数	11
① 応募に必要な書類	11
② 提出部数	11
7. 応募の提出先及びお問い合わせ先	11
(1) 応募の提出先	12
(2) お問い合わせ先	12
① 問い合わせ先	12
② 受付期間	12
③ 問い合わせ内容の回答	12
8. 応募のスケジュール	13
別添 1（補助対象経費）	14
① 「水素利活用実証事業」	14
② 補助対象外経費の代表例	14
別添 2（提出書類）	15
① 応募に必要な書類	15
② 提出部数	15

補助金の交付を申請される皆様へ

本補助金については、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、県としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、本事業に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 県が補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させ、又は着工した設備等については、補助金の交付対象外となります。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。なお、県は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、交付済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、県から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

1. 事業概要

(1) 目的

沖縄県では、2022年3月に改定した沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブにおいて、2030年度の水素・アンモニア電源比率1%の目標を新たに掲げている（発電部門における水素・アンモニアの普及度合を表す指標である。具体的には、県内の総電力供給量のうち、混焼発電を含む水素・アンモニア発電によって供給された電力量が占める割合として求める）。

水素は、様々な一次エネルギー資源から製造することができる二次エネルギーである。また、水素は、圧縮・液化などによるエネルギーの輸送・貯蔵が可能であるとともに、利用時に二酸化炭素を排出しないことから、発電やモビリティ等の様々な分野におけるカーボンニュートラル達成に寄与する。

また、沖縄県の離島（特に小規模離島）では、災害時の孤立化が長期化するおそれがあり、離島ゆえに台風等による罹災リスクも高いことから、水素をエネルギーとして利用することによるエネルギーセキュリティへの寄与も期待される。

本事業では、電気事業法施行規則別表第1の下欄に掲げる沖縄県の離島（以下「対象離島」という。）において、民間事業者による様々な資源からの水素製造、輸送・貯蔵、及び発電利用に係るFS調査（事業実施可能性調査）または実証事業を支援することで、離島での水素エネルギーの利活用を促進し、水素・アンモニア電源比率1%の達成を目的とする。



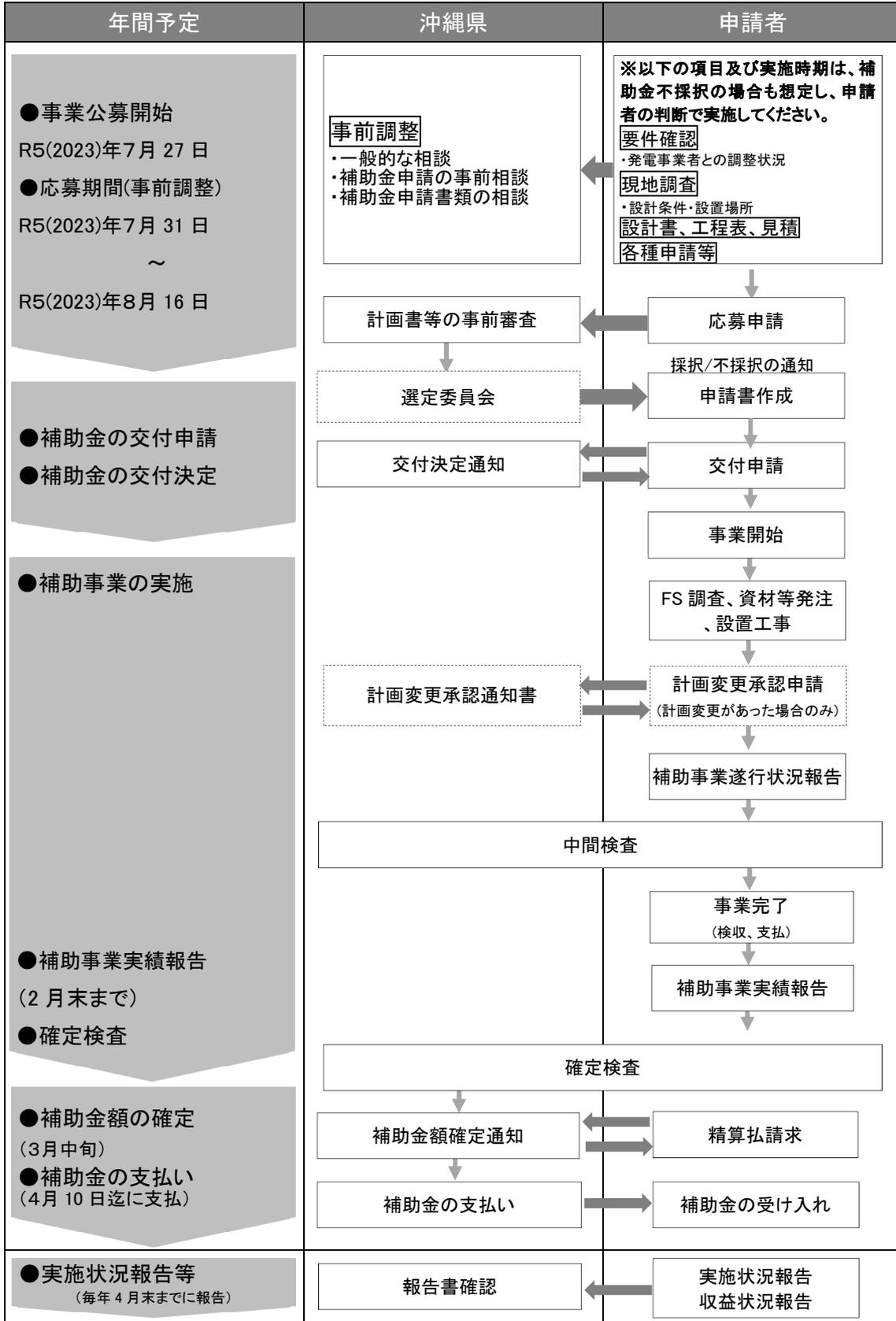
(2) 留意事項

本事業の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「沖縄県補助金等の交付に関する規則」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、沖縄県知事（以下「知事」という。）の指示に従わない場合には、交付要綱に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素排出削減量、水素発電量等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。）しようとする場合は、あらかじめ知事に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

(3) 事業フロー（予定）



2. 「水素利活用実証事業」

(1) 事業内容

本事業は、様々な資源からの水素製造および輸送・貯蔵、発電利用に係る実証事業を促進するため、対象離島において、水素の実証事業を対象として、次の要件も満たすものとします。

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されており、利害関係者との調整が図られ事業実施が確実であること。
- 事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が、明確な根拠に基づき示された提案であること。
- 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- 二酸化炭素の排出削減が図れる事業であること。
- 対象離島が決定していること。
- エネルギーセキュリティーに寄与するものであること。
- 実証内容は、水素の製造、輸送・貯蔵、発電利用の内、いずれかに該当するもの。
- 導入する設備・システムは実証が可能な成熟度であること。
- 補助対象施設を含むエネルギーマネジメントシステムで提供するサービスは、固定価格買取（FIT）制度及びFIP(Feed in Premium)制度やJ-クレジットの適用・認証等を受けないこと。補助事業により取得した財産を固定価格買取（FIT）制度及びFIP(Feed in Premium)制度の適用を受けて売電を行わないこと。
- 補助対象施設に対して、国や県などからの他の助成金・補助金等の併用をしないこと及び適用を受けていないこと。

(2) 対象離島

電気事業法施行規則別表第1の下欄に掲げる対象離島は以下のとおりとする。

対象離島

粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、与那国島

(3) 補助対象設備

補助対象設備は対象離島に設置するもので、次に掲げる設備とする。(実用段階のものに限る。)

- 製造設備 (水電解装置、水素製造設備等)
- 貯蔵設備 (水素吸蔵合金、バッファタンク等)
- 発電設備 (水素発電機、水素燃料電池等)
- その他 (エネルギーシステム、通信制御機器等)

(4) 主な対象外設備

- ソフトウェア
- 省エネ設備 (LED照明、ヒートポンプ技術を活用しない機器等)
- 非常時のみ稼働する設備

(5) 補助率と補助金額等

① 補助率

補助対象経費の3分の2以内

② 補助金の限度額

一申請あたり23,000千円を上限とする。

③ 補助対象経費 (別添1参照)

- ・ 人件費 . . . 補助事業に直接従事する者の直接作業時間に要する経費
- ・ 設備費 . . . 補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
- ・ 工事費 . . . 補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費
- ・ 実証経費 . . . 補助事業の実施に必要な諸経費

(6) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から当該年度の2月末日までとします。

(7) 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、民間企業(国内において事業活動を営んでいる法人)とします。また、応募に当たっては、補助事業を申請する全ての者について、以下の要件を全て満している必要があります。

- 1) 補助事業を的確に遂行するために必要な人員、技術的能力、設備、経営基盤等を有していること。
- 2) 補助事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

＜参考＞地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- 4) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- 5) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- 8) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係

法令を遵守していること。

- 9) 地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- 10) 補助事業終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- 11) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること

(8) 補助事業者の選定

一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査)を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

1) 補助事業の内容

①補助事業の目的が沖縄県が定める下記の計画等の成果指標の引き上げに向けた取組となっており、効果が期待できること。

○新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画

・再生可能エネルギー電源比率：12.1% (2024 年度)

○沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ

・再生可能エネルギー電源比率：18% (2030 年度)

・水素・アンモニア電源比率：1% (2030 年度)

【参考】沖縄県の現状

・再生可能エネルギー電源比率：11.1% (2021 年度)

②補助事業の方法、内容等が優れていること

③補助事業の成果が明確で、かつ実現可能なスケジュールになっていること

④早期の事業化が期待できること

⑤事業化した場合、持続可能な仕組みとなっていること

2) 業務遂行体制・業務実績

①業務を迅速かつ確実に執行する業務体制となっているか

②補助事業に必要な設備、経営基盤を有していること

③補助事業の全部又は一部を沖縄県の対象離島で実施すること

④補助事業に関連する事業実績があること

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

選定結果は通知しますが、選定結果に対するご意見への対応はできません。

3. 補助事業の応募申請における留意事項

本事業の補助金の交付は適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本事業の交付要綱に定めるところによることとし、万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた上で、応募下さい。

(1) 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

① 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

② 補助対象経費の範囲等

本事業の補助対象経費の範囲等は「別添1」に示す。

③ 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

(2) 複数の団体による共同事業について

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、県が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- 1) 共同で補助事業を実施するすべての者が、各事業の「2. (6) 補助金の応募を申請できる者」に該当すること。
- 2) 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

4. 補助事業の実施における留意事項

(1) 応募及び選定について

応募者は、申請書類一式を提出し、選定委員会において、書類選考に基づき採択可否を選考します。選定結果については、すべての応募者に対し、採択または不採択の結果を通知します。選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

知事は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 補助事業の開始及び完了

補助事業者は知事からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、以下の点に留意してください。

- 1) 契約・発注日は知事の交付決定日以降であること。
- 2) 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
- 3) 当該年度に行われた委託・請負等に対して、当該年度の2月末日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者へ納入されていることが必要です。委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という。）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることが必要です。

(4) 補助事業の計画変更等

補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付要綱に基づく補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、変更交付決定や承認を得る必要がありますので、県に必ず事前にご相談ください。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後 30 日以

内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を知事宛てに提出しなければなりません。

県は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

(6) 補助金の支払い

補助事業者は、県から交付額確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後、県から補助金を支払います。

(7) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

5. 補助事業完了後における留意事項

(1) 取得財産の維持管理等

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

- 1) 補助事業者は、取得財産等について、県の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2) 補助事業者は、補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について知事の承認を受けなければならない。
- 3) 補助事業者は、当該資産の処分制限期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度を活用してはならない。
- 4) 補助事業者は、需要家との契約終了後に、需要家に対して補助対象設備の譲渡を行う場合には、その旨を申請時の事業計画書に記載してください、また、譲渡を受けた者は、財産処分制限期間中、譲渡を受けた補助対象設備を本補助事業の目的に沿って継続して使用する必要がありますので、契約締結時にその旨

を需要家に対して説明してください。なお、財産処分制限期間経過後に当該設備等の廃棄を行う場合には、その時点の所有者の責任において適切に廃棄すること。

(2) 補助事業実施状況等の報告

補助事業実施者は、交付要綱に従い、水素発電設備の発電量やシステムの運用の状況等の運用課題及び課題解決方法等について、交付要綱で定める様式により事業報告書を知事に提出してください。

また、その他、本事業から得られた情報を、県の求めに応じて提供してください。県は、完了した補助事業の効果等の検証・評価等を実施することがあるので、補助事業者は、県又は県から委託業務を受託した民間事業者からの要請により、当該補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

6. 応募方法について

(1) 応募方法

応募に必要な書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を以下の公募期間中に提出してください。また、申請書類の電子データを記録したCD-R等のメディアもあわせて提出してください。

(2) 公募期間（提出期限）

公募期間：令和5年7月27日（木）から令和5年8月16日（水）正午

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

応募に必要な書類及び応募様は、以下のとおりです。

① 応募に必要な書類

「別添2」提出書類一覧

② 提出部数

「別添2」提出書類一覧

7. 応募の提出先及びお問い合わせ先

提案を希望する方は、応募申請書の作成・提出前に一度、下記問い合わせ先に相談して下さい。相談はご希望によりリモートで対応をすることも可能です。事前にメールや電話にて予約して下さい。

問い合わせ先

沖縄県商工労働部産業政策課

Mail:aa055204@pref.okinawa.lg.jp

Tell:098-866-2330

(1) 応募の提出先

公募要領に従い提出書類を作成し、期限までに持参又は郵送にて提出して下さい。電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。提出された書類は返却しませんのでご了承下さい。持参の場合は、土・日・祝日を除く10時から16時の間に提出してください。郵送の場合は、封筒に「離島における水素利活用促進事業補助金に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法(特定記録、簡易書留等)で送付下さい。

提出・送付先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟8階
沖縄県商工労働部産業政策課

(2) お問い合わせ先

公募全般に対する質問は、「様式3」を用いてメールにて、下記までお問い合わせください。

① お問い合わせ先

沖縄県商工労働部産業政策課

Mail:aa055204@pref.okinawa.lg.jp

② 受付期間

令和5年7月31日(月)～令和5年8月4日(金)10時～16時

③ お問い合わせ内容の回答

問い合わせがありましたご質問の回答については、沖縄県産業政策課のHPに掲載しますので、ご確認ください。

8. 応募のスケジュール

募集開始から補助金の支払いまでに至るスケジュール（予定）の概略は以下のとおりです。スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性があります。

内 容	主体（提出場所等）	時 期
事業の公募	県	7月27日（木）
問い合わせ期間	事業者 → 県	7月31日（月）～8月4日（金）
応募申請書の提出	事業者 → 県	7月31日（月）～8月16日（水）正午
選定委員会の開催	県	8月下旬
補助対象事業の内定	県 → 事業者	8月下旬
補助金の交付申請	事業者 → 県	9月上旬
補助金の交付決定（決定書送付）	県 → 事業者	9月中旬
事業の実施	事業者	9月中旬から2月末
補助事業遂行状況報告書の提出	事業者 → 県	12月中旬
補助事業実績報告書の提出	事業者 → 県	補助事業の完了日から30日を経過した日又は2月末のいずれか早い日
確定検査	県	3月上旬
補助金の確定（確定書類の送付）	県 → 事業者	3月中旬
補助金の請求	事業者 → 県	3月下旬
補助金の支払い	県 → 事業者	4月10日迄
実施状況報告書の提出（毎年度）	事業者 → 県	4月末日

別添 1（補助対象経費）

① 「水素利活用実証事業」

補助対象 経費区分	補助事業の内容	補助率	補助金の限度額
人件費	補助事業に直接従事する者の 直接作業時間に要する経費	2/3	23,000 千円
設備費	補助事業の実施に必要な補助 対象設備の購入及び製造等に 要する経費		
工事費	補助事業の実施に必要な補助 対象設備の設置に要する経費 (設計費、工事費、諸経費)		
実証経費	補助事業の実施に必要な諸経 費(借料及び賃料、消耗品費、 委託・外注費、その他諸経費)		

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

② 補助対象外経費の代表例

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 土木工事、建屋の建設、ソフトウェアにかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費 及び処分費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・ 本補助への応募・申請手続きに係る経費
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

別添 2 (提出書類)

① 応募に必要な書類

令和5年度離島における水素利活用促進事業補助金
交付申請書 提出書類

令和5年 月 日提出

代表事業者名: ○○○○

事業名	※全角30文字以内				
	書類名称	提出	様式	チェック	備考
	提出書類リスト (チェックシート)	○	指定		1部(本チェックシート)
1	【様式1】 応募申請書	○	指定		
2	別紙1 補助事業に要する経費	○	指定		
3	別紙2 補助事業の収支予算	○	指定		
4	別紙3 実施計画書〔要約版〕	○	指定		
5	別紙4 実施計画書 1. 事業計画の概要 2. 申請者の概要(団体毎)	○	指定		
6	別紙5 事業概要〔パワーポイント〕	○	指定		
7	【様式2】 誓約書	○	指定		
8	別添1-1 直近3事業年度の決算報告書又はこれに類する書類	○	自由		
9	別添1-2 登記事項証明書(全部証明書:発行後3ヶ月以内のもの)	○	定型		原本(副本はコピー可)
10	別添1-3 会社概要が分かる資料(会社概要、パンフレット等)	○	自由		副本はコピー可
11	別添1-4 共同事業者との契約書等(写)	△	自由		
12	別紙1-5 導入予定の設備の仕様書等	△	自由		
13	別添2-1 実施体制表	○	自由		
14	別添2-2 実施スケジュール(工程表)	○	自由		
15	別添2-3 経費内訳表	○	自由		
16	別添2-4 経費内訳根拠資料(見積書、積算書)	○	自由		
17	別添3 水素・アンモニア電源比率向上効果に関する資料	○	自由		

※ ○提出必須、△該当する場合に提出

※ 様式中の例示・注釈文(朱書き部分等)は、提出時には削除してください。

※ 提案書の作成に当たっては、技術・専門的内容をわかりやすく伝えるための配慮をお願いします。

② 提出部数

提出物 8部 (正本 1部、副本(写し) 7部)

申請書類の電子データを記録したCD-R等 1部